

生 衛 第 720 号
医 薬 第 1410 号
令和 7 年 1 月 8 日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会会長

御中

岡山県保健医療部長

「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」
の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 27 日付け健生食監発 1227 第 14 号及び医薬監麻発 1227 第 4 号通知により、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号）が一部改正されましたので、御了知いただくとともに、貴会員への周知をお願い申し上げます。

なお、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者が、当該食品に係る健康被害の情報を得た場合、速やかに都道府県知事等に情報提供することが義務化されたところであり、いわゆる「健康食品」等を含め管轄の保健所による調査に対して御協力をいただきますよう、あわせて貴会員への周知をお願い申し上げます。

なお、本通知は、下記 URL に掲載しておりますことを念のため申し添えます。

記

URL : <https://www.pref.okayama.jp/site/361/>